

権利関係②④ 「債権譲渡・債務引受」



1. 債権譲渡とは？
2. 譲受人の債権行使の要件とは？
3. 債務引受・その種類と内容

1. 債権譲渡とは、ある人に対する債権を他人に譲ること
- * 譲り渡す人(旧債権者)～譲渡人
 - * 譲り受ける人(新債権者)～譲受人

原則：自由にできる。将来発生する債権も譲渡可能

例外：譲渡できない場合

- ① 債権の性質上できないもの
- ② 法律で禁止されているもの
- ③ 譲渡禁止の特約があるもの

特約に反して譲渡された債権譲渡は有効

但し、譲受人がその特約について悪意又は重大な過失があった場合は、債務者は債務の履行を拒むことができる

2. 譲受人の債権行使の要件

① 債務者に対する対抗要件

* 債権の授受を債務者に対抗するためには

- 債権者から債務者への通知
- 債務者から債権者への承諾
- 新債権者への承諾

} いずれかが必要

② 債務者以外の第三者に対する対抗要件 二重譲渡がされた場合

一方の通知のみに確定日付あり	確定日付がある方が優先
双方の通知に確定日付あり	先に到達したほうが優先
確定日付ある通知が同時到着	優劣なし。両方とも請求可 債務者はどちらに支払ってもよい

3. 債務引受・その種類と内容

債務引受とは、債務をその同一性を失わせないで債務引受人に移転することをいう

(2種類)

- 併存的債務引受(重疊的債務引受)

債務者は依然として債務を負担しつつ、引受人も新たに同一内容の債務を負担すること

- 免責的債務引受

債権者に負っている債務を第三者が債務者の代わりに引き受けること

併存的債務引受(重疊的債務引受)^{ちようじょう}

【効果】

債務者と引受人が連帯債務関係に入ることという

【要件】

右記 3 つのいずれかに該当すれば成立・効力発生	1.	債権者・債務者・引受人の三者契約
	2.	引受人と債権者の契約 (債務者の意思に反していても構わない)
	3.	引受人と債務者との契約・債権者の承諾

※引受人には弁済後の求償権がある

免責的債務引受

【効果】

債務者は債務を免れて、引受人が新債務者としてこれに代わって同一内容の債務を負担することをいう

【要件】

右記 3 つのいずれかに該当すれば成立・効力発生	1.	債権者・債務者・引受人の三者契約
	2.	「引受人と債権者の契約」かつ、「債権者が債務者に対してその契約をした旨を通知」
	3.	「引受人と債務者との契約」かつ「債権者が引受人となる者に対して承諾」

※引受人には弁済後の求償権がない